

第14回 勘定科目の判別 固定資産の判別

経理実務講座 初級編



今日お話しすること

- **会計と税務の関係**
- **固定資産に関する諸論点**
- **実務上のポイント**

会計と税務の関係

税法は大事だが、絶対ではない

会計と税務は別モノという意識で学ぶ

会計の
ルール

耐用年数 = 経済的耐用年数
減価償却方法 = 実態を踏まえ

税務の
ルール

耐用年数 = 法定耐用年数
減価償却方法 = 主に法定

固定資産に関する諸論点

消耗品費と固定資産

会計上は金額で分かれるのではなく…

消耗品費

消耗性の物品。
会計上は費消されるまでの期間が1年未満のもの。

固定資産

耐久性の物品。
会計上は費消されるまでの期間が1年以上のもの。

減価償却の3要素

取得原価・耐用年数・残存価額



取得原価

購入対価 + 付随費用

耐用年数

経済的耐用年数

残存価額

耐用年数経過後に
残る価値

経済的耐用年数

法定耐用年数とは必ずしも一致しない



有形固定資産の場合

- 大事に使えば法定耐用年数よりも長いことが多い
- 使用環境次第では法定耐用年数より短いことも



無形固定資産の場合

- 物理的に壊れなくても、事実上使い物にならなくなることも
- 常に最新版を使う必要がある場合は法定耐用年数よりも短くなる

実務上のポイント

法定〇〇を無条件に用いると…

業績の凹凸が大きくなる

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
売上総利益	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
販管費					
減価償却費	200	200	200	0	0
その他	500	500	500	500	500
営業利益	300	300	300	500	500

税法上の処理と差異がある場合

税効果会計

COMING SOON

今日お話したこと

- **会計と税務の関係**
- **固定資産に関する諸論点**
- **実務上のポイント**